



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成 26年 7月 3日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 夏井智毅

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

労働安全衛生法が改正されます

～平成26年6月25日公布～

第186回通常国会において審議・成立した、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。

改正内容は化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生などにみられる化学物質の管理のあり方の見直し、いじめ・嫌がらせを含む職場環境において発生するストレスに対するメンタルヘルスの一環としてストレスチェック制度の創設などを盛り込んだ7項目の改正内容になっています。

詳細については別添パンフレットを確認ください。

今後、施行期日、各改正項目の運用に必要な関係政省令の整備が進められます。

詳細内容が決まり次第順次お知らせいたします。

別添1 労働安全衛生法が改正されます（パンフレット）